

第 1 回の小委員会における主な意見の概要

1. 検討すべき課題についての意見

- 課題の優先順位をつけるべきであるが、録音録画補償金や I P マルチキャストの問題は、数百年に一度の構造変化であるデジタル化によって引き起こされた問題であり、緊急度が高い。そういった順位を一つ一つ明確にしていくことが大事。
- 大きな社会変化が起きている今の時代に、私的録音録画補償金制度や保護期間延長問題というのが一番目、二番目の課題なのか、もっと大事なことが著作権の周りにはあるのではないか。
- 私的録音録画、保護期間、フェアユースの 3 つの課題が念頭にあると思うが、それ以外の問題点についても、何らかの具体的な施策につながるような議論ができればよいのではないか。

(① 権利制限の一般規定について)

- 権利制限の一般条項について、流通ということのために考えるのであれば危険ではないか。普通の人々が普通に裁判を起こし、懲罰的に賠償が取れる社会であれば成り立つだろうが、今の日本の社会では裁判はそこまで一般的ではないのではないか。日本をそういう裁判社会に持っていく強い覚悟があった上で、この条項を入れていくのか。日本の権利者は個人がたくさんいるが、使う方は会社であり、法務部や顧問弁護士もいるかもしれない。勝ったとしても少額で裁判費用も出ない。非親告罪化の問題と同じように、社会の根本的な問題として問われるべき。そういう社会を含めた中での著作権、文化の在り方について議論していきたい。
- グーグルの書籍のデータベース化について、補償金を含む和解ということになったが、実質的に損害があったということを認めたはずだが、フェアユースであると主張がされている。アメリカ著作権法におけるフェアユースの概念は極めてアンフェアだという認識が広がっているのではないか。日本版フェアユースが導入されると、著作権法そのものを骨抜きにするような危険があるという認識を持つべき。
- 日本版フェアユース規定については、著作権の根幹に関わる極めて重要な問題なので、本委員会の検討課題とした上で、多面的かつ十分な議論を行うべき。具体的には、米国等の事例を精査し、権利を制限しなければ不都合が生じるとされている個別的な事例について、権利保護と利用のバランスを十分に吟味するなど、拙速とならないように慎重な検討が進められることが必要。
- 文化論的視点からの議論が必要。アメリカとは社会の仕組みと国民意識の違いが大きいことに加え、保護期間と異なり、世界標準の規定ではなく、導入は慎重であるべき。ネット時代にコンテンツ流通や複製はどのような文化的影響をもたらすのか、プラス面、

マイナス面を文化の発展とより良いコンテンツを創造するサイクルづくりの視点からもっと議論がなされるべき。

(② 私的録音録画補償金について)

- 家庭内録音は今認められているのは、基本的なことを考えれば、全面的にオーケーというものではなく、自分の家庭内で使うものについては仕方ないから認めようという程度のものであろうと思う。この基本的なものが理解されずに、既得権のようになって当たり前になってしまうことは非常に危険。
- 他の部屋やクルマにCDを持って行くのは不便だが、そのために同じ値段を出してもう1枚CDを買う消費者はいない。そのための録音を認めることで損害が生じているのであればどのような損害であるかを消費者に説明すべき。
- 補償金制度は、若いクリエイターを育てるためにといった言葉もよく聞かれるが、録音録画補償金があるから自分はクリエイターになりたいといったインセンティブになるとは到底思えない。大御所には多く配分されているかもしれないが、若い人は補償金制度の枠外にいるようなクリエイターの音楽を多くコピーしているかもしれず、アンフェアである。文化に関係するといっても、ビジネスである以上、事業者と消費者との間はフェアでなくてはならない。制度を続けていくことが文化を支えるというところから離れて、もっと大きな見地から話をすべき。
- 私的録音録画については、かつて公の立場から最も遠い末端の利用の場が家庭であることを前提にしていたと思うが、インターネットや複製機器が大変進歩し、家庭と公共の場がものすごく近くなっているし、境界線があいまいな部分すらできている。家庭が今どこまで機能しているのか社会的にも意見を聞いたりしつつ、技術の進歩と社会大系の中で、私的ということの意味と範囲、どのようにあるべきかとのそもそも論を議論することで、何か見えてくるものがあるのではないか。
- 私的録音録画補償金制度は、録音録画の多様性と利便性の向上によって増大したメリットを権利者に還元するためのもので、私的使用目的の複製が認められている以上、利用者と権利者の双方の利益のバランスをとり得る唯一の方法ではないか。ここ数年の小委員会による議論は何ら進展することなく、権利者側の利益が損なわれる方向の議論のみが提示されているが、これを議論するに当たっては、私的録音録画補償金制度をなくすことありきではなく、補償金制度の本質から議論すべき。
- 私的録音録画補償金制度の見直しについて、デジタル録音録画機器の文明論的位置づけ、文化論的に見たその創造活動への影響、そもそもなぜ私的録音録画補償金制度が制定されたのか、その今日的意義等、大元に立ち返って、もう一度しっかり議論すべき。そのような議論がなされれば、制度の必要性や、誰がどのように負担すべきか明白になっていくのではないか。
- コンテンツに資金を移動するファンドなどのメカニズムに知恵が出てくれば、著作権法による補償金スキームでなくても問題は解決するかもしれない。法制度アプローチだ

けでなく民間のアプローチも含めて考えていくことが生産的な議論になる。

- 著作者対利用者という利害対立の構図ではなく、双方にとって望ましい解決の方向を探るべき。例えば、私的録音録画補償金制度や保護期間の検討についても、著作者の利益と利用者の利益が対立することを前提とするのではなく、どのような選択肢であっても双方にとってそれぞれプラスマイナスがあるということを確認した上で、多様な選択肢を冷静に分析して比較検討することが必要。

(③ 著作権保護期間の在り方について)

- 著作権の保護期間というものは、本来権利を持っている人間が決めるべきものであり、利用する側の人間が都合よく決めてよいものではないと思う。ただ、権利者と利用者という立場から離れず、自分たちの意見を主張して対立しているだけでは、いつまで経っても、この問題への解決は見出せないと思う。
- 著作物がネットを通して全世界に流通していく時代に、保護期間を延長することなく、多数の国々との調和を図ることなく、保護期間鎖国をもってこの時代を乗り切っていくことは不可能。実演家については、保護期間の起算の時点は実演がなされたとき又は実演が固定されたときであり、長寿社会の現在、存命中に権利が亡くなってしまう問題を抱えている。また、戦時加算の問題も撤廃に向けた積極的な取組が必要。
- 裁定制度の簡略化を具体的にどう進めていくかについては、著作権法の根本に関わることであり、この場で議論すべき。利用の円滑化のシステムを確立すれば、保護期間の延長問題もほとんど解決するのではないか。
- 著作者対利用者という利害対立の構図ではなく、双方にとって望ましい解決の方向を探るべき。例えば、私的録音録画補償金制度や保護期間の検討についても、著作者の利益と利用者の利益が対立することを前提とするのではなく、どのような選択肢であっても双方にとってそれぞれプラスマイナスがあるということを確認した上で、多様な選択肢を冷静に分析して比較検討することが必要。【再掲】

(④ その他)

- 民間における提言等を踏まえ、コンテンツのネットワーク流通促進方策に関する法的構成について審議すべき。
- グーグル1社のデータベースに世界中の書籍コンテンツが集中することになれば、日本のコンテンツビジネス、周辺産業に決定的な影響を与える。グーグルの和解の影響について検討すべき。
- 美術品の画像のネットオークション等での利用について権利制限がされたが、検索をすると、作品が大量に出てきて見ることができる。画集を買う必要がなくなり、美術家の著作権がなくなってしまうことにもなっている。追及権という言葉で言われているが、そこまでではなくとも、画像を利用することによって得た利益から著作権に該当するような部分を考えていってもいいのではないか。また写真の保護期間の復活のようなこと

も考慮するなど、著作権を守るということをさまざまなケースで考えていくべきではないか。

- 審議会の議論の限界について、いずれは考える必要がある。一つの議論に集約されな
いときにどのように役所の意思決定にそれを組み込んでいくのか、審議会の意味ももう
一度考え直す必要もあるのではないか。

2. 個別課題以外の検討の視点、議論の進め方についての意見

(① 著作権制度の意義等についての検討)

- コンテンツの利用に伴って適正な利益が権利者に還元されることが真のコンテンツ産
業の振興策であり、これを実現するのは著作権法においてほかにない。本小委員会にお
いては、著作権・著作隣接権の意義を再確認し、これらの適切な保護により、新たな作
品の創造・拡大再生産につなげ、広く国民が豊かな文化を享受できる社会環境の実現に
向けた建設的な議論を行うべき。
- この小委員会では、人のものを黙って使ってはいけない、権利の在り方は利用する側
の利便によって決めるべきではないということなど、一番尊重されなければならないも
のは何なのかというところから議論をスタートして欲しい。
- それぞれの立場、個々の利害を超えた議論が必要であり、基本に立ち返って、著作権
とは何か、大きな社会環境の変化の方向性はどうなのか、著作権をめぐる環境の変化は
何か、現状にどんな課題があって将来どういう方向に行くべきかを、客観的に整理して、
さまざまな立場の人が共通認識することが重要ではないか。
- 米国企業のビジネス戦略の影響を受けるごとに著作権法を改正するのではなく、技術
進歩、国際環境の変化など、著作物の創作・公表・流通・利用の態様が変化しているこ
との本質を見きわめ、将来の改革の方向を明確にした上で、当面の対処を検討する必要
がある。対処の方法についても、法制度の改正のみでなく、契約を含むビジネス慣行の
改善、技術の開発、その適用の促進、国際会議等を通じた意見調整等の可能性を検討す
べき。
- テクノロジーの急激な変化、ネットワーク社会の急激な進展と言われるが、本当にそ
れが全て著作権に関係があるのか。インターネットによって社会は変わったが、iPodは
利便性は上がったものの基本的な利用形態は変わっていない。テクノロジーや新しいも
ののうち、著作権に本質的に影響を与えているものと与えていないものを混ぜて、社会
が急激に変化しているから対応すべきと議論するのは、違うのではないか。
- 個別の利用が公正な利用かという観点で権利制限を検討してきているが、著作物等の
利用方法の高度化、多様化、国際化と、それに伴う広範な著作物の利用が進む中で、個
別のケースの積み重ねが、トータルで見た場合に、昭和40年代の全面改正のスタート時
にくらべて、権利の保護と公正な利用とのバランスを失っていないか、この際きちんと

検証してみる必要があるのではないか。こういったことを通して、権利者と利用者、それぞれの立場からの議論を離れて、少し次元を変えていわば公共の立場で議論していくことが必要なのではないか。

- 著作権の既存の定義から出発して形式的に結論を導くとの発想ではなく、ある利益について法的に保護されるべきなのか、対価を支払うべきなのかなど、裸の価値判断も考えに入れて、そこから演繹的に著作権の定義を見直していくことも必要ではないか。
- 著作権の制度論議では、定量的なデータに基づく議論が少ない。制度を導入する必要性、導入した後の効果、実態の変化について、アセスメントとかシミュレーションがなく定性的な情緒的な議論になっている例も目につく。制度のアプローチあるいは市場のアプローチのバランスや有効性を定量的に踏まえて政策を考えていくことも重要。

(② 文化政策など制度以外についての検討)

- この小委員会では、法律の改正に直結するような結論だけではなく、日本の文化行政の中で著作権はこのようにあるべきではないかという著作権行政に対する提言をしてもいいのではないか。
- 今までコンテンツ流通が文化の側面から議論されることが少なかったと思う。流通量だけ増やせばいいのであれば、アマチュアのを大量に流せばコンテンツは飛躍的に増えるが、本当に日本の文化はそれでいいのか。量と質によって日本という国の文化力を高めて、日本という文化のブランドを作り、それを流通させる。文化の質と量の両方をいかに進行させるか、日本の国民がいかに豊かな精神生活を送れるかが文化施策としては一番大事ではないか。
- アナログからデジタルへの構造変化の中で、短期的な産業政策よりも、長期を要する文化政策に立ち戻ることの重要性が問われている。テーマとしては、著作物の生産メカニズムをどう確保するのかとか、著作物に対するデジタル化による恩恵を還元するメカニズムをどうするのかを議論することが重要。
- 法制度は数多い手段の一つに過ぎない。デジタル、グローバル化は、マーケット、ユーザー主導につながっているため、時間のかかる法制度のアプローチだけではなくて、マーケットや文化をどうやって具体的に作っていくのか、現実のビジネスやサービスをどう動かすのか、それらを税制や財政などがどのように支援するのかといった実態面のアプローチも同時に考えることが必要。
- 米国企業のビジネス戦略の影響を受けるごとに著作権法を改正するのではなく、技術進歩、国際環境の変化など、著作物の創作・公表・流通・利用の態様が変化していることの本質を見きわめ、将来の改革の方向を明確にした上で、当面の対処を検討する必要がある。対処の方法についても、法制度の改正のみでなく、契約を含むビジネス慣行の改善、技術の開発、その適用の促進、国際会議等を通じた意見調整等の可能性を検討すべき。【再掲】

- お金の問題ではなく、精神的な面があることでこじれているのではないか。家の中で私的に行う行為について金を払わないことで権利者をリスペクトしていない、そのような態度が許せないと権利者が言っているように感じる。リスペクトする気持ちが大事というなら、消費者が知らない間に薄く広く徴収するのではなく、消費者に広報して、補償金が文化を支えているのだと知らせるのが正しいはず。しかし、実際は、権利者がリスペクトを感じるために大事なことは、その制度が存在すること、行政がその制度を認めることになってしまっているのではないか。

(③ 議論の進め方について)

- コンテンツを提供している事業者など外部の方からヒアリングをし、それを基に基本的な概念を共通認識していくことで、個々の利害を超えて客観的な視点で議論できるようにしていくべきではないか。
- 法学に加えて、文化情報学、社会学、経済学、政策学、工学などを横断する学際的学術研究の成果を活用すべき。例えば、近年増加した学際的学部などにおいて著作権制度に関する研究成果を発表している研究者の意見を聴取することも有意義ではないか。
- 想像でのネットワーク社会でなく、リアリティーのある現場が分かるように、テクノロジーと社会、利用の関係などについて専門家の意見も聞いた上で、議論していくことが有益ではないか。

以上